



令和 7 年 9 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

ふるさと納税の落とし穴

まだまだ暑い日が続いておりますが（7月31日執筆）、ちょっと油断するとすぐ年末。年末にやる事と言ったら、大掃除とふるさと納税！
ということで今回は、色々と改正が多いふるさと納税のお話。

今年の10月から、ふるさと納税仲介サイトを通じて寄付者にポイントを付与することを禁止する改正が行われます。例えば、私はPayPay派なので、ヤフーのふるさと納税サイトから10,000円の寄付をすると3,000円の返礼品がもらえて、さらにPayPayポイントが5%位付いたりします。この5%を付けちゃダメよ。という改正です。

であれば、9月までに急いでやらなきゃ？
ちょっとまった～♪

ふるさと納税は、1年間の所得が確定しないと、上限金額を決めることができません。上限を超えると単なる寄付になり、税金が低くなりません。ということは、3,000円の商品を10,000円で買うようなもの。そんな失敗は避けたいですね。

例年秋頃であれば、サラリーマンの方の所得の変動は、冬の賞与が増えた減ったくらいなので、寄付金シミュレーションMAXの8割くらいは寄付をしても大丈夫かと思うのですが、今年は違いますね。

そう、選挙により与党が過半数割れということで、税制がかなり不透明な状況です。国民民主党の主張である、年末調整での還付を目指す！ということが実現しますと、それ自体は嬉しいのですが、ふるさと納税シミュレーションが大きく変わってくる可能性があります。個人事業主の方ですと、例年通りでも年末まで所得の確定が難しい。さらに法律も変わる可能性があるとなると、かなり変動幅が大きくなります。

ということで、今年の9月末までのポイント付与制限に踊らされて上限近くまで寄付することなく、178万円まで年収の壁が引き上げられた想定もしながら、9月まではふるさと納税を厳しめにして、12月中旬頃にドバっとするのが今年のおすすめです！



本店
便り

交際費や会議費のレシート等には必ず相手のメモを！

文責：亀田

税務調査の際に、必ずと言っていいほど確認されるものに「交際費(または接待交際費)」や「会議費」があります。最近、これらについて否認されるケース、つまり経費とは認められないと言われることが増えてきました。そして、その認められないとされた支出は、レシートや領収書にメモがされていないものが多くありました。

そもそも交際費や会議費は、法人であれば事業を遂行する上で必要な支出、個人事業であれば収入を得るのに直接必要な支出（本紙令和7年5月号参照）のうち、接待や贈答品、商談などの際の支出を経費とするための勘定科目です。しかし税務署は、その使い道が明らかでない場合は経費として認めません。誰を接待したか、誰に贈ったかが書かれていないレシート等は「使い道が明らかでない」とされてしまいます。



<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

そこで、最低限、

- ・相手先の会社名と相手の名前 例：「□□会社 ○○様」
(接待をした人数が多い場合は、主要なメンバーの名前と人数 例：「□□会社 ○○様 他◇名」)
- ・自社からの参加者が2人以上の場合 例：「自社 △人」

という情報を、レシート等(裏でも結構ですが、台紙に貼る場合は見えるように)に書いておいて下さい。その上で、何のための接待だったか、何を贈ったかなどの質問をされることもあるので、簡単に記入しておくとなお答えやすいでしょう。

メモをしてあれば必ず OK、というわけではありませんが、メモをしていなければ NG となる可能性は高いので、ご留意いただきますようお願いいたします。

9月の税務

- ・個人事業者の消費税の中間申告分の振替日(振替納付を選択している場合) 振替日…9月29日(月)
- ・7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)、
1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

申告期限…9月30日(火)

インター
店
便り

ちんちこちんでいかんわ～

文責：大脇

こんにちは。暑い日が続きますがいかがお過ごしでしょうか？

連日の記録的な暑さで体だけでなく、農作物への影響も心配されていますね。田んぼでいえば、雨が降らないため(梅雨も中途半端でしたね)水不足となり、給水車で水を運んで流し込んでいる地域もあるとか。我が家の田んぼは直接用水から引いているのでその心配はありませんが、ここから出穂期にかけて土壌が水不足にならないように、さらに田んぼの水を換えて根に酸素を補給したり、有毒ガスを取り除く等…水管理がより重要になる水争いが起きます。悲しいことに、サラリーマン農家は田に張り付いていないため負けてしまうんです😓



来年から暑さ耐性のある「あいちのこころ」という品種の粳と苗が一般販売されるので期待しています。

さて、毎年10月1日から1週間を「全国労働衛生週間」と名付け、この期間に、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促し、労働者の健康を確保することを目的として、厚生労働省で毎年実施しております。その全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月(9月1日～9月30日)を「全国労働衛生週間準備期間」としています。今年のスローガンは「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」です。

ここでは、スローガンでも掲げている、働く上で基本となるこころの健康の確保について、ワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、令和7年5月に義務化する改正案が閣議決定された、労働者数50人未満の事業場のストレスチェックの実施について解説していきます。

ストレスチェックとは、事業所が従業員のストレス状況を把握し、職場環境の改善や従業員のメンタルヘルス不調を予防するための制度です。具体的には、メンタルヘルスに関する調査票(ストレスチェックシート)などを用い、従業員自身が回答します。そして、それを集計・分析して、ストレスの高い状態にある従業員を早期に発見し、本人に認知させます。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

簡易調査票として、下記①のような厚生労働省「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」があります。

A あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

	そう だ	そま うだ	ちや がや う	ち が う
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
3. 一生懸命働かなければならない	1	2	3	4
4. かなり注意を集中する必要がある	1	2	3	4
5. 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ	1	2	3	4
6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない	1	2	3	4
7. からだを大変よく使う仕事だ	1	2	3	4
8. 自分のペースで仕事ができる	1	2	3	4
9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる	1	2	3	4
10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる	1	2	3	4
11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない	1	2	3	4
12. 私の部署内で意見のくい違いがある	1	2	3	4
13. 私の部署と他の部署とはうまく合わない	1	2	3	4
14. 私の職場の雰囲気は友好的である	1	2	3	4
15. 私の職場の作業環境(騒音、照明、温度、換気など)はよくない	1	2	3	4
16. 仕事の内容は自分にあっている	1	2	3	4
17. 働きがいのある仕事だ	1	2	3	4

【厚生労働省：職業性ストレス簡易調査票
(57項目)
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/dl/stress-check_j.pdf
より】

社員のストレスやメンタルの状態を可視化することで休職や離職のリスクに備えることができます。
詳しくは厚生労働省 HP を参考してみてください。

経営
情報

防衛特別法人税の創設

文責：舟橋

所得税の基礎控除や特定親族特別控除の見直しがあり話題になっている令和7年度税制改正ですが、今回のタイトルにある「防衛特別法人税」も今年度の税制改正で創設が決まりました。国の防衛力強化に必要な資金を調達することが目的とされている防衛特別法人税に関して、納税義務者・事業年度・税額の計算などをご紹介します。

(1) 納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税が課せられる法人

(2) 課税事業年度

令和8年4月1日以降に開始する事業年度

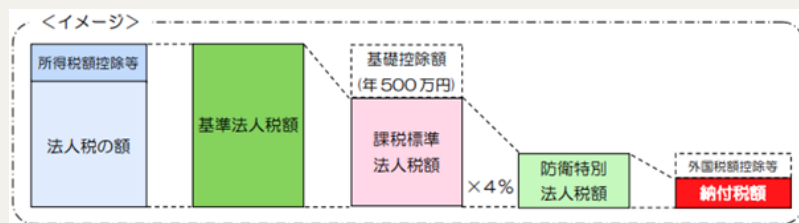
申告期限は、各課税事業年度終了の日の翌日から2カ月以内、と法人税や消費税などと変わりはありません。

※令和9年4月1日以降に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出する

法人は、防衛特別法人税についても中間申告書の提出の必要があります。

(3) 税額の計算

所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税から、基礎控除額の年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じた金額を税額として申告し、納付することが必要となります。



防衛特別法人税が適用となるのは令和8年4月以降に開始する事業年度からで、まだまだ先ではありますが、法人税額が500万円を超える企業は税負担に備え、資金計画の見直しを早めに取り組んでいただければと思います。ご不明な点等ございましたら、各担当者までご相談ください。

【参考】・国税庁 「防衛特別法人税が創設されました」

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0025004-109_1.pdf

・財務省 「令和7年度税制改正の大綱」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/07taikou_06.htm

行楽
日記

モアイからクマまで!! 家族で満喫した北海道旅行

文責：奥田

7月、家族で北海道を満喫してきました。

1日目は白い恋人パークでラングドシャ絵描き体験をしてきました。

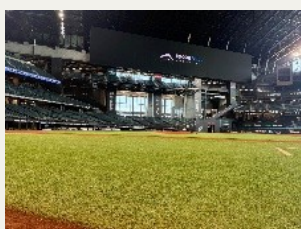
2日目は札幌の真駒内滝野霊園へ。

立ち並ぶ巨大なモアイ像に「ここ北海道？」とツツコミたくなる不思議な光景にびっくりしました。



次に向かったのは夫の強い希望でエスコンフィールド。

球場見学ツアーで新庄監督専用の椅子に座ったり、グラウンドに降りたり、と野球に詳しくない私や娘たちも大興奮。ガイドのファイターズガールさんからは、球場にまつわる裏話を聞き、へえ〜の連続。思いがけず楽しめました。



その後は積丹に移動し青の洞窟クルーズへ。幻想的な海の景色も素晴らしかったですが、船のスピード感とカモメへの餌やりの方が盛り上がりました。

3日目は登別のクマ牧場へ。

2メートル超のヒグマをガラス越しに至近距離で見た時の迫力は想像以上。恐ろしさも感じつつ、その巨体で前脚を振って餌をおねだりする姿は賢さと可愛さが同時に感じられ、つつい餌を購入してしまいました。



北海道グルメ也大満喫！新鮮な海鮮、ジンギスカン、濃厚ソフトクリームなど食事も旅の大きな楽しみの1つでした。とても有意義で思い出に残る3泊4日の旅行でした。

無料経営相談につきまして

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。

日程を調整いたしますので、ご希望のかたはお気軽に担当者までご連絡ください！

三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92

TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒487-0023 愛知県春日井市不二ガ丘 1-38-2

TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info